

学校いじめ防止基本方針

2022年4月

福島県立岩瀬農業高等学校

第1章 総則

(目的)

第1条 福島県立岩瀬農業高等学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(定義)

第2条 「いじめ」とは、本校生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 本校におけるいじめ防止等の対策は、いじめという行為がすべての生徒に関係する問題であることを全職員が共有し、生徒が安心して学習活動やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように対処しなければならない。

- 2 いじめ防止等の対策は、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめが当該生徒の心身に及ぼす影響等についての理解を深めるように対処しなければならない。
- 3 いじめ防止のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することを目的とし、この目的を達成するために、県教育委員会や家庭、地域住民及びその他の関係機関との連携の下、いじめ問題を克服するよう対処しなければならない。

(学校及び教職員の責務)

第4条 本校及び本校教職員は、基本理念にのっとり、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、保護者その他の関係者と連携を図り、適切かつ迅速に対処しなければならない。

第2章 いじめ防止基本方針

(いじめ防止基本方針)

第5条 本校は、いじめ基本方針および地方いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じたいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 2 いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、生徒が安心して学習その他の活動ができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- 3 いじめは、生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を涵養する。

- 4 いじめに関する事案への対処については、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、県教育委員会、保護者、地域住民その他の関係機関・関係者との連携のもと行う。

第3章 基本的施策

(いじめ防止・対策のための組織)

第6条 いじめ防止のための施策を実効的に行うため、本校に次の組織を設ける。

- 2 本会は名称を「いじめ防止・対策委員会」とする。
- 3 構成員を校長、教頭、生徒指導主事、教育相談部長、舎監長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等とし、委員長を校長とする。
- 4 本会は学校基本方針に基づき、具体的な年間活動計画の作成、実施、検証、修正等の取組を行う。
 - (1) いじめの相談・通報の窓口とする。
 - (2) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録並びに情報の共有を行う。
 - (3) いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整を行う。

(いじめ未然防止のための取組)

第7条 いじめの未然防止に資するため次の取組を行う。

- 2 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力を高めるため、すべての教育活動を通して道徳教育及び体験的な学習の充実を図る。
- 3 生徒ひとり一人が活躍できる集団づくりを目指し、集団の一員として規律正しい学校生活を送るよう支援・指導を行う。
- 4 職員に対し、いじめ防止等に関する資質の向上や具体的な対応に関する研修を計画的に行う。
- 5 生徒やその保護者及び地域に対し、学校基本方針や取組についての理解を図る。

(いじめの早期発見のための取組)

第8条 いじめの早期発見に資するため次の取組を行う。

- 2 面接時間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- 3 情報の収集に努め、職員間で生徒に関する情報の共有化を図る。
- 4 保護者や地域社会、関係機関との連携を深め、情報の収集に努める。

(いじめ発生時の対応)

第9条 いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われる時は、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無を調査するとともに、教頭を経由して校長に報告する。

- 2 調査により、いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせる。
また、再発を防止するために関係機関と協力し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援を行うと同時に、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- 3 いじめを見ていたり、同調していた生徒に対しては、自分の問題として事実を捉えさせ、いじめを受けた生徒に共感し、いじめをやめさせようとする行動がとれるよう指導する。
- 4 いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認める時は、警察機関と連携しこれに対処する。また、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めるものとする。
- 5 ネット上に不適切な書き込み等があった場合、対応を協議し適切な措置を講じるとともに、警察等関係機関と連携し対応する。

(重大事態発生時の対応)

第10条 重大事態が発生した場合は、校長は速やかに県教育委員会に報告をする。

- 2 重大事態とは次の2つの場合をいう。
 - (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合やその疑いがあると認める場合。
 - (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席した場合や、欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。
- 3 重大事態が発生した場合は、県教育委員会と連携し、心理、福祉、法律等の専門的知識を有する者を加えた組織を設け、調査を行う。
- 4 全校生徒及び保護者に対するアンケート等を行い、事実関係を把握し、速やかに調査委員会に結果を報告する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分に配慮する。
- 5 いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、個人情報の保護に関する法律等を踏まえ、真摯にその情報を提供する。

付則 この基本方針は、平成26年5月1日に規定し、同日より運用する。

1 いじめの具体例

(1) 言葉によるいじめ

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、本人にとって嫌なことを言う。
- ②身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言う。
- ③本人が嫌がるあだ名等と呼ぶ。

(2) 行動によるいじめ

- ①仲間はずれ、集団で無視する。
 - ・本人が来ると他の者がその場からいなくなる。
 - ・集団に入れない。
 - ・席を離す。
- ②身体的苦痛を強いる。
 - ・わざとぶつかる。
 - ・すれ違いざまに足をかける。
 - ・叩く、殴る、蹴る、つねる。
 - ・遊びと称して技をかける。
 - ・使い走りをさせたり、荷物を持たせたりする。
 - ・同意なく髪の毛を切ったりする。
- ③所有物や財産を奪う。
 - ・金品をたかる。
 - ・万引きや恐喝を強要する、物を売りつける。
 - ・「借りる」と称して貸した物を返さない。
 - ・持ち物を盗んだり、隠したりする。
 - ・落書きしたり、捨てたりする。
- ④精神的苦痛を強いる。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを強要する。
 - ・衣服を脱がせたり、馬鹿にしたりする。

(3) インターネット等を介してのいじめ

- ・掲示板やブログ等で誹謗、中傷する。
- ・悪戯、脅迫内容のメールを送る。
- ・SNS等のグループから故意に外す。

2 「いじめ防止・対策委員会」年間計画

月	具体的な活動計画	会 議	P D C A サイクル
4	全校集会（4/8）	いじめ防止・対策委員会① （4/5）	活動計画・目標・の作成、職員・保護者への提示 アンケート項目・実施方法集計方法等の決定 校内研修の持ち方について
5	面接旬間①（5/9～5/18） 中学校訪問		
6	いじめに関するアンケート① 【生徒・保護者対象】 （6/8～） 生徒に関する情報共有会 （6/17）		1 回目のアンケートを確認 （被害・加害生徒への対応） アンケート集計
7	校内研修①（情報モラル教室） （7/19） 校内研修②（事例研究） （7/21）	いじめ防止・対策委員会② （7/7）	アンケート結果の分析及び開示① 中間評価及び反省 校内研修の持ち方について
8	面接旬間②（8/29～9/9）		
9	面接旬間②（8/29～9/9）		
10		いじめ防止・対策委員会③ （10/20）	アンケート項目・実施方法集計方法等の決定 2 回目のアンケートを確認 （被害・加害生徒への対応） アンケート集計
11	いじめに関するアンケート② 【生徒・保護者対象】 （11/2～）		アンケート集計 アンケート結果の分析
12		いじめ防止・対策委員会④ （12/7）	アンケート結果の分析及び開示② 年間評価及び反省
1			
2			
3	次年度の具体的な活動計画の立案		次年度の目標（案）・計画（案）の作成

(3) いじめ問題への本校の対応

	対応項目	具体的な内容	教職員等の動き
1	情報収集①	発見した教職員が状況を整理・報告	当該担任→当該学年主任→生徒指導主事→教頭→校長 (報告) (指示)
2	情報収集②	当該生徒に関わる複数の教職員から情報収集する	当該担任・関係職員→当該科長・学年主任→生徒指導主事 (事故報告書作成)
3	指導方針の検討①	情報収集②を受け、今後の対応を検討する	(報告) 生徒指導主事→教頭→校長→委員会招集指示 *いじめ防止・対策委員会Ⅰ(いじめの認定・不認定)
4	保護者対応①	被害生徒、加害生徒の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導法について説明	(被害) 当該担任、当該学年主任、教育相談部長 (加害) 当該担任、当該学年主任、生徒指導主事 (報告) 生徒指導主事・教育相談部長→教頭→校長 (校長指示) →教頭→生徒指導主事・教育相談部長→当該科長・当該学年主任→当該担任
5	事実確認	被害生徒、加害生徒からの聞き取り 周囲の生徒からの聞き取り 被害・加害双方の保護者より聞き取り	当該担任、当該科長、委員会各班→生徒指導主事 (報告) 生徒指導主事→教頭→校長 (校長指示) 教頭→生徒指導主事・教育相談部長→当該学年主任・科長→当該担任
6	指導方針の検討②	情報収集①②、事実確認を基に今後の対応、指導方針の確認、指導措置案の検討	いじめ防止・対策委員会Ⅱ ↓ 職員会議
7	保護者対応②	被害生徒の保護者に事実説明と確認 学校としての指導方針、今後の対応について説明 加害生徒の保護者に事実説明	当該担任、当該学年主任、教育相談部長、教頭(副委員長) 当該担任、当該学年主任、生徒指導主事、教頭(副委員長)
8	特別な指導	加害生徒、保護者に対して毅然とした指導	校長(委員長) 指導方針に従って実施 当該担任、いじめ防止・対策委員、全教職員
9	人間関係の修復	謝罪の場設定 被害生徒・保護者と連携し、意向を踏まえ実施	当該担任、委員会各班、教育相談部長、教頭(副委員長) SC、SSW
10	ホームルームの支援	いじめのないホームルーム作りの支援 いじめを許さない望ましい集団作り	当該担任、当該学年主任・科長、いじめ防止・対策委員 全教職員、SC、SSW等連携した対応、支援
11	指導後の経過観察	被害・加害生徒の状況観察、保護者、教科担任等との連携	当該担任、当該学年主任・科長、全教職員、SC、SSW等 連携した対応、支援

いじめ防止・対策委員会班編制	チームA (北原・金澤) (SC) (SSW)
	チームB (武田・峯岸・二瓶) (SC) (SSW)
	チームC (鹿股・赤崎・古森) (SC) (SSW)

*会議の結果、いじめと認定→上記の手順で進める。未認定の場合→生徒指導措置基準に沿って指導

いじめ防止等の対策のための組織

福島県立岩瀬農業高等学校

